

【十日町市】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	起業	新規創業支援資金融資	【対象者】 市内で事業を営む、又は営もうとする創業者 【貸付条件】 ●資金使途 設備資金、運転資金 ●年利率 7年以内：信保付1.60%、その他2.10% 7年超10年以内：信保付1.80%、 その他2.30% ●限度額 2,500万円 ●償還期間 設備資金は10年以内（据置2年以内含）、運転資金は7年以内（据置1年以内含） ●年度末融資残高の1%につき3年を限度に市が利子補給（状況報告義務あり）	産業政策課 経営支援係	025-757-3139
	仕事	起業	未来を拓く創業応援事業	起業を志す方を対象として、ビジネスプランを募集・審査し、審査を通ったビジネスプランを個人又は市内の中小企業等が事業化する場合、その経費の一部（特別枠プラン：上限100万円、一般枠プラン：30万円等）を支援します。	産業政策課 産業振興係	025-757-3139
	仕事	就農	6次産業等支援事業	農林漁業者等が、市内産農林水産物を用いて下記の取組を行った際にかかる経費の3分の1を補助します。 ①新商品を開発する取組（上限40万円） ②新たなパッケージデザインやホームページ作成等の取組（上限15万円） ③物産展への出店などの取組（上限15万円、国外の場合25万円）	産業政策課 産業振興係	025-757-3139
◎	仕事	就農	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	就農して5年以内で原則50歳未満の認定新規就農者を支援します。 （年間最大150万円、最長5年間）	農林課 農業企画係	025-757-3120
	仕事	医療・介護	看護師、理学療法士等修学資金貸与制度	看護師、理学療法士等を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来十日町市内でその業務に従事しようとする者に対して、修学資金（月額2.5万円）を貸与します。なお、卒業後速やかに市内の施設へ就業した場合は返還義務を免除します。	地域ケア推進課 医療連携係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	医師研究資金貸与制度	市内の病院に勤務する医師免許取得後15年以内の若手医師に対して、医療研究に必要な資金（年額100万円、最大300万円）を貸与します。ただし、貸与の期間に、市内の病院で勤務した場合は返還義務を免除します。	地域ケア推進課 医療連携係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	医学生等受入促進支援事業	市内の医療機関で研修等を実施する医学生に対して、研修等に要する経費（1,000円/日）と宿泊費（上限3,000円/泊）を補助します。	地域ケア推進課 地域医療連携係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	看護学生支援事業	新潟県立十日町看護専門学校に通う学生を対し、住居（家賃補助：上限120,000円/年）又は通学（公共交通機関定期券：上限30,000円/年）に要する経費を補助します。	地域ケア推進課 地域医療連携係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	看護師等就業支度金支給支援事業	市内で就業する看護職員及び介護職員に就業支度金を支給する民間の病院、診療所、福祉施設などに対して、補助金を交付します。 ・看護職員 一人当たり最大50万円 ・介護職員 一人当たり10万円	福祉課 介護保険係	025-757-3757
	仕事	医療・介護	医療施設整備等支援事業	市内で医療施設の整備、診療体制の継続確保等を図る医師に対して補助金を交付します。 ※施設整備 最大5,000万円、設備整備 最大2,000万円、利子補給 最大750万円、 後継 1,000万円	地域ケア推進課 医療連携係	025-757-3511
	仕事	その他	中小企業人材育成支援事業補助金	市内に事業所を有する中小企業の事業主が、中小企業大学校等において、中小企業従業者を対象とする研修を受講した場合に、その受講料の一部を補助します。	産業政策課 産業振興係	025-757-3139

にいがたU・Iターン支援策一覧

2021年度版

【十日町市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	住宅	新築・購入	克雪すまいづくり支援事業	雪に強いまちづくりに向けて、戸建て住宅の新築・増改築・改良又は建売住宅を購入する場合、融雪式・耐雪式・落雪式の装置又は構造を有する克雪住宅の整備費用の一部を補助します。 融雪、融耐雪式－上限44万円 耐雪、落雪、高床落雪式－上限33万円 ・中心市街地活性化区域内の場合(融雪、融耐雪、耐雪式に限る)、最大22万円上乗せ ・要援護世帯の場合、最大11万円上乗せ	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	リフォーム	すまい雪おろし安全対策支援事業	屋根の雪おろしに伴う転落事故を未然に防ぐことを目的として、「転落防止のための安全対策設備」の設置工事費の一部（上限10万円。ただし要援護世帯は上限15万円）を補助します。	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	リフォーム	木造住宅耐震改修支援事業	地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月以前）により建設された木造住宅の耐震改修費用の一部（上限65万円）を補助します。	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	空き家バンク等	空き家バンク事業	市内の空き家等の有効活用を通して、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、平成27（2015）年10月から空き家バンクを設置。売主・買主、貸主・借主双方にとって、安心かつ円満な契約となるよう態勢を整え、移住希望者の住宅探しを支援します。	企画政策課 移住協働推進係	025-755-5137
	住宅	その他	市営住宅	困窮理由に該当し、世帯月収が158,000円以下の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 十日町地域：190戸（08,200～39,100円） 川西地域：026戸（17,300～32,200円） 中里地域：006戸（07,400～11,000円） 松代地域：044戸（12,000～29,400円） 松之山地域：014戸（14,600～23,300円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	県営住宅	困窮理由に該当し、世帯月収が158,000円以下の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 十日町地域：048戸（09,300～29,600円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	市有住宅 （十日町地域） （中里地域）	世帯月収が158,000円以下の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 十日町地域：006戸（17,000～29,000円） 中里地域：004戸（16,000～31,000円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	市有住宅 （松代地域） （松之山地域）	世帯月収に制限なく借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 松代地域：012戸（44,000円） 松之山地域：014戸（15,000～32,000円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	特定公共賃貸住宅	世帯月収が158,000円から487,000円の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 川西地域：024戸（44,000～45,000円） 松代地域：012戸（42,000～44,000円） 松之山地域：014戸（33,600～38,000円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
◎	住宅	その他	市営シェアハウス事業	松代の竹所地区、中条の新水地区にシェアハウスを整備し、十日町市への移住希望者にお試し移住の場を提供しています。両施設とも入居期間上限は3年です。 ①竹所シェアハウス：入居可能人数6人(個室6室)、家賃23,000円～28,000円(光熱水費込) ②新水シェアハウス：入居可能人数6人(個室6室)、家賃28,000円～32,000円(光熱水費込)	企画政策課 移住協働推進係	025-755-5137

にいがたU・Iターン支援策一覧

2021年度版

【十日町市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	住宅	その他	ふるさとの木で家づくり事業	市産材の利用拡大と林業の活性化を目的に、市産木材を使用して市内に新・増築する住宅に対して、最大25万円補助します。 ・補助対象住宅として詳細要件あり ・市産木材の購入費の3分の1以内（現しの梁として使用する根曲がり材は、2分の1以内）、補助金額10万円未満の場合は対象外	農林課 林業振興係	025-757-9917
	住宅	その他	宅地分譲	市が所有する宅地を分譲しています。 駅西地区・西本町・沖之原住宅団地【十日町地域】 美咲町【川西地域】	財政課 管財係	025-757-9914
○	住宅	その他	再生可能エネルギー活用促進費補助金交付事業	地球温暖化対策の推進と、地域資源を活用した再生可能エネルギー創出を目的とし、自然エネルギーを利用した機器及び設備の設置費用を一部助成します。 ・太陽光発電 上限60万円 ・定置用蓄電池 上限20万円 ・木質バイオマスストーブ等 上限15万円 ・地中熱利用 上限80万円	エネルギー政策課 エネルギー政策係	025-757-3198
	結婚・子育て	結婚	ハビ婚サポーター	一般市民で構成されるハビ婚サポーター（結婚相談員）による結婚相談やお相手紹介など独身者の結婚に関するサポートを行っています。	企画政策課 移住協働推進係	025-755-5137
	結婚・子育て	結婚	ハビ婚サポートセンター とおかまちマリアージュ	結婚支援コーディネーター2名が常駐し、無料で結婚を希望する独身者の相談・マッチング（お見合い）の設定を行うセンターです。また、令和3年度からサポートセンター登録会員に対して、県「ハートマッチにいがた」の登録料を補助します。	ハビ婚サポートセンター とおかまちマリアージュ	025-755-5517
	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援事業	婚姻届を提出し、婚姻後5年以上市内に居住する意志がある世帯に対して、住居・引越にかかる費用を補助します（婚姻届提出期間制限あり、所得制限あり：夫婦合計所得400万円未満）。 ■補助金額：最大30万円	企画政策課 移住協働推進係	025-755-5137
	結婚・子育て	妊娠・出産	特定不妊治療費助成	特定不妊治療に要した費用に対して県からの助成額を除いた費用のうち、①上限20万円②男性不妊治療は15万円を上乗せして助成します。 なお、治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は43歳になるまでに1子につき6回まで、40歳以上の場合は43歳になるまでに1子につき3回まで助成が受けられます。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	妊娠・出産	不育症治療費助成	不育症の治療に要した費用に対して半額を助成します。上限額は、夫婦の合計所得が730万円未満の場合は10万円、730万円以上の場合は5万円。なお、治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は43歳になるまでに通算6回まで、40歳以上の場合は43歳になるまでに通算3回まで助成が受けられます。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦医療費助成	母子手帳交付日から出産月の翌末日までの間、妊産婦の通院及び入院医療費を助成します。 *健康保険適用の診療が助成対象となり、所得制限はなし *一部負担金あり（通院：1回530円）	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	妊娠・出産	産後ケア事業	生後5か月未満の母子の健康管理、乳房管理、生活指導、沐浴などの育児指導の実施と利用料金の補助をします。 ■利用金額（市の補助を差引いた自己負担額） ・ショートステイ 5,000円/日 ・デイサービス 2,000円/日	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	妊娠・出産	産婦健康診査	産婦健康診査の費用を最大2回まで助成します。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	産婦新生児訪問	産後28日以内に在宅助産師による赤ちゃんの体重測定や育児の相談、保健指導を全員に行っています。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759

にいがたU・Iターン支援策一覧

2021年度版

【十日町市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	新生児聴覚検査助成	非課税世帯を対象に、新生児の聴覚検査に要した費用の半額を最大2回助成します。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	こんにちは赤ちゃん訪問	生後2か月から3か月のお子さんのいるすべての家庭を保健師等が訪問し、育児等の様々な相談や、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	乳幼児健診	生後4か月から3歳6か月児を対象に健康診査を行っています。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	乳幼児・学童の予防接種の無料化	乳幼児や学童に対して、B型肝炎、ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、BCG、四種混合、二種混合、不活化ポリオ、水痘、麻疹・風しん、日本脳炎の予防接種の補助・勧奨をしています。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	子どもの医療費助成	出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで、通院と入院にかかる保険適用分の医療費を助成します。 *所得制限なし *未就学児は通院・入院とも無料。小学生以上は入院無料、通院1回530円。	子育て支援課 子育て支援係	025-757-3719
	結婚・子育て	子育て	ひとり親家庭等医療費助成	子どもが18歳に達した日以後の最初の3月31日（子どもに障がいがある場合は20歳未満）まで、通院と入院にかかる保険適用分の医療費を助成します。 *2人以上の子どもがいる場合は、最後の1人が非該当となるまでの間、親又は養育者についても受給資格あり *申請者と扶養義務者（民法第877条第1項）の所得が、制限限度額を超える場合には非該当 *一部負担金あり（通院：1回530円、入院：1日1,200円※ただし、子どもに係る一部負担金については子どもの医療費助成にて助成します。）	子育て支援課 子育て支援係	025-757-3719
	結婚・子育て	子育て	ファミリーサポートセンター	急な仕事や法事などの際にお子さんを預かってくれる人を紹介するセンターです。会員同士が子どもを預けたり預かったりして、地域ぐるみで子育てを応援する取組です。 ■利用料金：500円/時間	子育て支援課 子育て支援係	025-757-3719
	結婚・子育て	子育て	放課後児童クラブ	お仕事などで留守家庭となる小学校に就学している児童のために適切な遊びや生活の場を提供します。 ■対象児童：保護者及び同居親族が就労等により昼間家庭にいない小学生 ■料金：午前のみ200円、午後のみ300円、1日400円（ひと月あたり上限5,500円。8月のみ7,000円）	子育て支援課 子育て支援係	025-757-3719
	結婚・子育て	子育て	保育料の軽減	令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上児の保育料は無料となっています。 0歳から2歳までの保育料は、18歳以下の子のうちの第3子以降を無料にしているほか、階層区分の細分化と低額化等により、全体で見るとの国が定める上限額基準の5割程度に軽減しています。	子育て支援課 保育園係	025-757-9169
	結婚・子育て	子育て	発達支援センター「おひさま」	子どもの発達に関する相談や子どもの発達を促す施設です。言葉の遅れや友だち関係など、子どもの発達の悩みに対して保護者と一緒に考え、子どもたちのすこやかな育ちを応援します。	発達支援センター 発達支援係	025-752-7270
	結婚・子育て	子育て	産婦新生児訪問	産後28日以内に在宅助産師による赤ちゃんの体重測定や育児の相談、保健指導を全員に行っています。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	新生児聴覚検査助成	非課税世帯を対象に、新生児の聴覚検査に要した費用の半額を最大2回助成します。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759

【十日町市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	こんにちは赤ちゃん訪問	生後2か月から3か月のお子さんのいるすべての家庭を保健師等が訪問し、育児等の様々な相談や、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	乳幼児健診	生後4か月から3歳6か月児を対象に健康診査を行っています。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
	結婚・子育て	子育て	乳幼児・学童の予防接種の無料化	乳幼児や学童に対して、B型肝炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん、BCG、四種混合、二種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん・風しん、日本脳炎の予防接種の補助・勧奨をしています。	健康づくり推進課 母子保健係	025-757-9759
◎	その他	-	ふるさと回帰支援事業	<p>地方回帰の流れを受けて十日町市に移住した、単身、世帯（ひとり親世帯含む）、婚姻後世帯に対して、補助金を交付します。</p> <p>○U・Iターン助成 単身15万円、世帯30万円、婚姻後世帯30万円（持家・実家暮らしの場合は助成額2倍）</p> <p>○定住支援助成 以下の条件に該当する場合は、それぞれ10万円ずつ加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯（*ひとり親世帯への加算なし）</li> <li>・市内在住の18歳以下の扶養親族を2人以上含む者</li> <li>・転入後に3世代同居となる者</li> </ul> <p>○その他加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク設備準備助成（最大20万円/人）</li> <li>・通勤費助成（最大10万円）</li> <li>・住宅取得助成（最大100万円）</li> <li>・住宅改修助成（最大20万円）</li> </ul>	企画政策課 移住協働推進係	025-755-5137
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	企画政策課 移住協働推進係	025-755-5137